

## 原爆諸手当要件等一覧

手 当 の 種 類	支 給 金 額	支 給 要 件	受 給 者 数 (H22年度末)
医 療 特 別 手 当	月額 136,890円 136,480円 135,670円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人。	7,197人
特 別 手 当	月額 50,550円 50,400円 50,100円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人。	936人
原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	月額 47,110円 46,970円 46,690円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人。	22人
健 康 管 理 手 当	月額 33,670円 33,570円 33,370円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等全部で11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人。	187,474人
保 健 手 当	月額 16,880円 16,830円 16,730円	2km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児 33,670円 33,570円 33,370円	4,842人
介 護 手 当	月額 104,530円 69,680円	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合。 (重度:身障手帳1級及び2級の一部程度、中度:身障手帳2級の一部及び3級程度)。	1,521人
家 族 介 護 手 当	月額 21,500円 21,420円 21,300円	重度の障害のある人で、費用を支出しないで身のまわりの世話を受けている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)。	20,397件
葬 祭 料	月額 201,000円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給。	年間 8,816件
特 別 葬 祭 給 付 金	10万円(2年償還の国債)	① 支給対象者が、原爆の投下から葬祭料制度の対象となる前に亡くなつた原爆死没者の遺族(※) であること。 (※)遺族の範囲は、死没者の配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹とする。 ② 支給対象者自身も被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けている人)であること。	申請件数 143,624件 請求受付期間 平成7年7月から 平成9年6月まで

※支給単価については、上段が現行単価、中段が消費者物価指数の改定( $\Delta 0.3\%$ の場合)等の影響を受けた単価、下段がその改定に加え、特例水準の解消( $\Delta 0.6\%$ の場合)の影響を受けた単価

## 1. 平成22年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

### (1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

・ 都道府県	16か所
・ 指定都市	6か所
・ 中核市・政令市	15か所
・ 特別区	8か所

計 45か所

### (2) 主な指摘事項

#### ア 原爆被爆者援護法関係

##### (ア) 被爆者健康手帳に関する事務処理

- ・ 被爆者健康手帳の交付の遅延

##### (イ) 健康診断に関する事務処理

- ・ 精密検査対象者の未受診理由の把握が不十分

3か所

#### イ 感染症法関係

##### (ア) 定期健康診断に関する事項

- a 受診率が低い事業所等に対する指導が不十分

23か所

- b 報告書が未提出の事業所等に対する指導が不十分

18か所

- c 広報内容が不適切な市町村に対する指導が不十分

27か所

##### (イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

- a 対象者に対する勧告が不十分（未実施を含む）

6か所

- b 勧告を受けたにもかかわらず受診していない者がいる

12か所

##### (ウ) 患者管理に関する事務処理

- a 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法

第53条の11）の遅延（未届出を含む）

41か所

- b 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分

21か所

##### (エ) 就業制限に関する事務処理

- ・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切

16か所

##### (オ) 入院勧告・措置制度

- a 入院勧告・措置及び入院期間の延長の手続等が遅延している等実施が不適切（法第20条第1～5項）

24か所

- b 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続き等の実施が不適切（法第20条第6～8項） 9か所
- (カ) 公費負担制度
- a 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む） 8か所
- b 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分 9か所

#### ウ 特定疾患治療研究事業関係

- (ア) 特定疾患対策協議会の運営に関する事務処理
- 特定疾患対策協議会等における審査が不適切 2か所
- (イ) 公費負担に関する事務処理
- 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分 5か所
- (エ) 難病患者認定適正化事業
- 特定疾患対策協議会における最終判定結果の入力及び  
入力データの送信が不十分 2か所

# 毒ガス障害者対策の概要

## 1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断及び相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

## 2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

### (1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省

→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭29) 及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」(昭45) により国家公務員共済組合連合会が実施

### (2) 勤員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省

→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」(昭49) により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

## 3. 疾病の範囲

- 慢性呼吸器疾患（慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等）
- 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん（副鼻腔がん、舌がん等）
- 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患疾患、皮膚疾患

## 4. 対策の概要<厚生労働省>

① 健康管理手帳	動員学徒等として従事していた者に交付年1回（一般検査、精密検査）
② 健康診断	毒ガスに起因する疾病を有する者に交付
③ 医療手帳	医療保険の自己負担分を支給
④ 医療費	毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給
⑤ 特別手当	特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給
⑥ 医療手当	毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給
⑦ 健康管理手当	毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給
⑧ 保健手当	費用を支出して介護を受けている者に支給
⑨ 介護手当	疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給
⑩ 家族介護手当	相談員を配置し健康管理等に関する相談を実施
⑪ 相談事業	毒ガス障害者対策に資するため総合的な調査研究を推進
⑫ 調査研究事業	

## <対象者数>

財務省	1,042人
厚生労働省	2,055人
忠海	1,972人
曾根	77人
相模	6人

(平成23年3月末現在)

## <予算額>

毒ガス障害者対策費	平成24年度予算
	795,226千円
うち 健康診断費	
	28,408千円
うち 医療費	
	66,602千円
うち 各種手当	
	689,668千円

支給額 (H24年度)	受給者 H23年3月末現在
① 一	2,055人
③ 一	1,804人
⑤ 100,670円	60人
100,070円	
⑥ 入8以 35,930円	
35,710円	
入8未 33,570円	
33,370円	
⑦ 33,570円	1,524人
33,370円	
⑧ 16,830円	12人
16,730円	
⑨ 重度 104,530円	0人
中度 69,680円	0人
⑩ 21,420円	0人
21,300円	

※⑨以外は上段がH24.4以降の単価  
下段がH24.10以降の単価

5. 平成24年度予算：795,226千円 (内委託額793,300千円)

6. 創設年度：昭和49年度